

## 第16期第4回福岡県個人情報保護審議会（全体会）会議録

### 1 開催日時

令和4年9月28日（水） 午後2時00分から午後2時56分まで

### 2 開催場所

県庁行政棟10階 特9会議室

### 3 出席者（五十音順）

井上真由美 委員  
江島玲子 委員  
小林 登 会長  
櫻井幸一 委員  
出水清子 委員  
村上英明 委員  
山元規靖 委員

### 4 審査事項

- (1) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応について

### 5 会議の内容

#### 【小林会長】

それでは、ただいまから個人情報保護審議会の全体会を開催いたします。  
どうぞよろしく願いいたします。  
会議は全て公開になっているわけですが、傍聴者の方はおられませんね。  
それでは、早速ですが、議事の方に移らせていただきます。  
まず議事につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、本日の議題について御説明いたします。次第を御覧ください。  
本日は個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における対応について、こちらの諮問に対して、答申案の御審議をいただく予定です。  
事務局からは以上です。

#### 【小林会長】

それでは、早速、審議の方に移ります。  
本日の審議案件というのは、今、御説明がありましたように、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応についてで、前回答申したものについてのさらに追加という形になるのでしょうかね。  
それでは、事務局の方からその辺りも説明をお願いいたします。

**【事務局】**

議題について説明

**【小林会長】**

ありがとうございました。

ただいまの説明ですけれども、要は要配慮個人情報に法で定めたものと別に条例の方で定めたい。では、内容は何かというと同和地区の所在地名というものだと。これを条例要配慮個人情報という形で、要配慮個人情報の中に含めたい、こういう御趣旨です。

何か今までの説明の中で御質問とか、あるいは御意見とかございますでしょうか。

村上委員、どうぞ。

**【村上委員】**

条例で要配慮個人情報を定めるという場合にも条件というようなものではありませんが、「地域の特性その他の事情に応じて」ということですね。

今の御説明ですと、福岡県においては従来より個人情報保護制度の中で社会的差別となる個人情報のうち、特に同和地区の問題を含めて考えてきたと。そこに福岡県としての特性があるというふうに理由づけておけばよろしいですか。

それとも、もうちょっと深く、「いや、福岡県はこの同和地区の問題は他県と比べると非常に問題が大きいという認識だ」と。「だから、この問題はやはり条例できちんとこのまま残しておく必要がある」というふうに。

何か地域の特性というところをもうちょっと説明しておった方が良いのではないかなという気がしているのですが、どうですか。

**【小林会長】**

いかがですか、今の御意見。

**【村上委員】**

先ほどの御説明にあるように、これまでの福岡県の個人情報保護条例の取扱い上、社会的差別については同和地区を典型的なものとして扱ってきたのでということの説明には十分かと思いますが、それでいくということですね……。

6 ページの審議会の結論のところはその辺が……。概要の二つ目の黒ポツには「地域の特性等に応じて」云々というのがあるのだけでも、審議会の結論のところ「地域の特性等に応じて」ということに対応する説明がないので、何かそこを入れておった方が良いのではないかなという気がしただけです。

**【小林会長】**

今の御質問について、事務局としてはどうお考えなのですか。「地域の特性等に応じて」というのは一体どういったものをお考えなのでしょう。

**【事務局】**

これまで同和地区の所在地というものを、先ほど手引でも御覧いただいたとおりなので、その連続性という部分は当てはまると思っております。

村上委員からも御指摘がありましたとおり、福岡県は、同和問題を県政の重要な課題として積極的に取り組んできたという実情もありますので。

当然、連続性を単純に機械的に当てはめるわけではなくて、そういう背景があつて、

特に行政としてこの分についてはおざなりな取扱い等はできないという考え方は改正法においても、引き継ぐ必要があろうと思っております。

村上委員からの御助言をいただきまして、単に機械的に前例踏襲にならないような形で、もう少し踏み込んで、過不足のない記載にし、これまでの経緯も踏まえまして、その旨追記して、条例要配慮個人情報として定めることが地域の特性として必要があるのだということを書き込んでいきたいと思えます。

**【小林会長】**

いかがでしょうか。どうぞ。

**【江島委員】**

すみません。もう一度確認ですけれども。

今の御説明では個人情報保護法の改正があって、福岡県もそれに合わせて改正していきますと。今までの制度の中では要配慮個人情報については、個人情報保護法の改正に従ってされている内容を要配慮個人情報というふうに対応しようというふうな形で、一応、議論があったと思うのですが、ただ福岡県の場合はいわゆる同和地区の住所、地名も要配慮個人情報として、今まで条例の中で定めていましたというような現状があるので、単なる今回の改正だけだと、国の解釈によると、同和地区の地名が個人情報保護法の要保護個人情報に該当しないというような解釈になってますと。それは福岡県としては今までの歴史なりそういうものを踏まえた場合には、やはりもう少し突っ込んだ対応をきちんとすべきじゃないかというような形で、この地名を入れますというような解釈で良いのですよね。

**【事務局】**

そうですね。

**【江島委員】**

はい、それであれば賛成です。

**【小林会長】**

いかがでしょうか。御質問というか……。

**【村上委員】**

先ほど事務局も言われたように、この問題は従来から福岡県の重点課題として取り組んできている問題でもあるし、そしてまた、表現がなかなか難しいけども、福岡県は大きな問題として捉えているのでというようなことですよ。

だから、単に地名というのは個人情報じゃないから要配慮個人情報に入らないというのではなくて、やはり江島委員がおっしゃられたように、もう一步踏み込んで、要配慮の方に福岡県としては入れたいということによろしいですよ。何かそんな感じがするので。

私は賛成です。

**【小林会長】**

では、櫻井委員。

**【櫻井委員】**

賛成ではあるのですが、さっき言ったように重点として取り組んできたという何かエビデンスがあればよかったですけど。何か委員会があるとか、何か県として活動さ

れているとか……。

突然ここでこの審議が始まったみたいに聞こえたので、何かありますかね。

連続性という言葉は納得しました。ただ、なかなか難しい言葉で……。

【小林会長】

いかがですか。何かエビデンスとかっていうのはあるのでしょうか。

【櫻井委員】

どこか部署があるとか。

【事務局】

部署はございます。

【櫻井委員】

そういうのを出していただければよかったです。まず、何とか委員会とか、そういうのがあるのではないかなど。何か名前がありますか。活動として。多分、そういうのをちょっとつけてもらっておったら。

【事務局】

なるほど。

【小林会長】

やっぱりそういった委員会なり何なりが設けられていて、それだけこの福岡県というのはそういった経緯があるのだから、その特性に応じてという御趣旨ですよ。

【櫻井委員】

まさにそういうことだったので。村上委員、おっしゃったように。

【事務局】

県では福岡県部落差別の解消に関する条例というものを定めております。これは結婚差別等を踏まえたものでして、国が後に制定した法律に基づいて全部改正したような経緯があります。当県は、法の制定前から結婚差別や就職差別に関して、条例を制定していた経緯がございます。

すみません、その点から説明をすればよかったですね。

【櫻井委員】

いや、十分です。だから、福岡が先に作っていて、国が後から法律を作ったみたいな客観的な資料があればよかったですなと思いました。もしあれば出していただければ。

【小林会長】

要するに、国に先立ってそういった条例が必要なほど問題だったところだと。そういう特性をとということですね。

【小林会長】

ほかは。井上委員、どうぞ。

【井上委員】

質問ですけど、これははっきり同和地区の所在地も要配慮個人情報とすることによって、これまでの福岡県の対応と今後で何か変わることがあるのかなのか教えていただけますか。

【事務局】

改正法においては、事務の目的の範囲内において個人情報を収集しなければならない

という規定がございます。

要配慮個人情報、収集の範囲を決定づけるとか、行政に対して義務を課すというものではないですが、不必要に同和地区の住所だとかを収集しない、そういう軽率な対応を取らせないがための戒めとして規定して、従前の運用をそのまま継続していきたいと考えています。

今は原則収集してはならないという縛りをかけております。改正法はそういう事務の目的の範囲内であつ必要最低限の情報しか収集してはならないと規定されています。それを今一度、徹底していくという意味を込めての条文の追加という考え方でございます。

**【井上委員】**

より厳しくなるという理解で良いのですか。

**【事務局】**

今の条例と同様の運用でいきたいという意図です。今回条例要配慮個人情報を追加しなかったとしたならば、保護のランクが落ちてしまう、要は推知情報にしかすぎない単なる個人情報に落ちてしまう。そういった点では、今の条例からいくと保護のレベルが後退するという印象が強くなります。それでは先ほどから申し上げているとおり、同和問題についての対応からいくと、連続性・整合性を欠く部分にもなります。

レベルをもう一度引き戻すという意図で条文を追加させていただきたいという内容でございます。

**【村上委員】**

だから、変わらないということです。

**【櫻井委員】**

気持ちはやはり法の規定だけでは緩くなる可能性があるという。

**【事務局】**

そうですね。

**【村上委員】**

櫻井委員、そのとおりです。

**【小林会長】**

ほかはいかがですか。

私からも1点、お尋ねさせていただきたいのです。この条例要配慮個人情報になった場合ですね。すみません、私も不勉強なので。その場合、それを取得するときには、その個人の同意というのは必要ですか。

**【事務局】**

現行条例では本人同意が必須要件になっておりますが、改正法においては、本人同意が絶対要件ではなくなっておりますので、必ずしも本人からの同意を義務化はできない状況にあります。

**【小林会長】**

すみません、そこがちょっと私も不勉強だったものですから。申し訳ないです。

**【事務局】**

すみません。法律第62条だったと思うのですけど。

**【小林会長】**

一応、第20条2項で、これは個人情報取扱業者が……。

【事務局】

そうです。

【小林会長】

民間事業者の場合はというですね。

【事務局】

行政以外になりますので。

【小林会長】

行政の場合は、別にそれは個人の同意を必ず必要ではないという理解でよろしいのですね。

【事務局】

はい。

【小林会長】

なるほど。

それと、ちょっとこっちでいただいた分ですけど、ここで書いてある真ん中の「同和地区の所在地」というのは具体的に言ったら、情報としてはどういった情報のことになるのですかね。例えば、私の事務所が赤坂1丁目ですけど、この赤坂1丁目というその情報が……。その情報というのはここでいうと所在地のことですか。

【事務局】

そうです。そもそも赤坂1丁目でも東公園7-7でも良いのですが、それが個人情報に該当しなければ、もちろん要配慮個人情報にも当然、該当しません。

それは先ほど国の問答にもあった内容で、あくまでスタートは個人情報ということなので、例えば、私の所在地という話であれば、御承知のようにトータルで個人情報に該当します。それは資料の一番上の話です。私の所在地となれば、それは多分、社会的身分には必ずしも当たらないのではないかとすることは先生方も御了解いただけると思います。

次に、下の三つ続いている部分について、例えば、被差別部落の出身者である誰々さんの本籍地に当たる同和地区の所在地ということであれば、これは条例要配慮個人情報ではなく、もうストレートにここに書いてある社会的身分、要配慮個人情報に該当するという解釈を国はしているということですね。

その間として、真ん中の部分は具体的にどういう部分に当たるのかというのはなかなかお示しづらい部分になりますが……

【村上委員】

どこかに説明あったけど、同和対策事業じゃないですか。同和対策事業の所在地は同時に同和地区ですから。これはいろんなところに情報があるでしょう。だから、それを要配慮にして取扱いは慎重にしましょうという話じゃないのですか。

【事務局】

そうです。

【小林会長】

同和対策事業のどこどこ。赤坂1丁目に住んでる小林とか、そういうふうになったら。

**【村上委員】**

小林先委員の名前まで出たら、もうこれは明らかに要配慮個人情報ですね

**【小林会長】**

でも、小林が出ないと個人情報にならないのですよね。

**【村上委員】**

いえいえ、それは別の、例えば、地名があつて、ここで同和対策事業があつたのだなと。ほかのところで、例えば会社の就職のときに履歴書にその地名があつたと。そして、これを突き合わせたら同じだから、この人はこの同和地区の出身者なのだと分かることになる。

ほかの情報と突き合わせる。それが推知情報という意味。

**【小林会長】**

ああ、なるほど。

**【村上委員】**

小林委員の名前が出ると、これはもう自動的に要配慮個人情報になる。

**【小林会長】**

ということですね。むしろ「社会的身分」になってしまうのですかね。

何となくその具体的なイメージがよく分からない。この2番目のところも従来そうやって収集制限をかけてきたものだから、それも残しておきたいという御趣旨はよく分かるので、そういう意味では私も賛成ですけど、何かちょっとここの真ん中の部分というのは一体何なのかなと。何かよく突き詰めていくと、結局この下の三つの方とつながって、そうすると2番目というのはどうして要るのかなというのが引っかかったところではあるのですけども。

それでも2番目のところまでカバーするような形にしておいた方が、条例のこともあるし、地域の特性からしてもやっぱり必要なんじゃないかという御趣旨と理解してよろしいでしょうか。

**【事務局】**

国の回答では、2番目と3番目の具体的な例というのは示されておられません。国としても、なかなか具体的な事例というのは説明しにくいところが確かにあるのだろうと思っております。

ただ、同和地区の所在地だけだと推知情報にすぎないというのははっきりと回答されていますので、福岡県としてはそこまでは、従来どおりに運用できるようにしたいと考えています。

**【村上委員】**

例えば、どこかに住民票とかいうのもありましたよ。だから、住民票を取得すれば、片や同和対策事業でどこが同和地区というのが分かっているれば、それを突き合わせれば分かりますよ、この人はって。

**【小林会長】**

そうすると、同和対策地区だということ自体が……。

**【村上委員】**

それ自体は個人情報じゃないから……。

【小林会長】

ですよね。

【村上委員】

はい。

【小林会長】

でも、それとそれを突き合わせたら、個人と結びつくことになる場合にはそれは要配慮個人情報になるということですか。

【村上委員】

それも国は否定しているのでしょうか。

【小林会長】

すみません、条例。今回でいくと、条例要配慮個人情報に当たるようにして、保護していく。そういう考えですか。

【村上委員】

はい、そういうことはできる。

【小林会長】

分かりました。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【井上委員】

先ほど具体的なイメージが湧かなかったのですが。例えば、同和対策事業等は予算とかがつけば、具体的に予算書などには公表されると思うのですが、それはもうそれを収集してしまえば分かると思うのですが、わざわざこうすることでどういう制限がかけられるのかなってというのは……。どういうメリットが具体的に考えられるのか。

【事務局】

とにかく前提はあくまで個人情報でありまして、単なる地番にすぎなければ、もちろんそれは個人情報には当てはまらない。当然、村上委員がおっしゃったように、特定の個人の氏名等が付随すれば、所在地まで、一番下の方の三つのところには当てはまることとなります。

要は予算書等で記載のある土木工事、改良工事をする場合の地番の話ではなくて、その個人情報の中に同和地区の所在地が含まれていた場合であったとしても、配慮を要する個人情報として取り扱っていきたいというものです。

【井上委員】

実際これがあることによって、かなり守られているものがあるということですか。

【事務局】

あると思います。

【櫻井委員】

私も福岡は長いのですが、専門だし、個人の特定の仕方があるのですよね。例えば、赤坂に会長が去年引っ越してきたってことだったら全然それは分からないですけど、代々住んでるとか。

つまりそういう複合した情報を集めると特定できるといったようなことが起こったり



とかする。連続性って、多分そういうつもりで使ってらっしゃると思うんですけど。

多分、その場その場の情報というよりは、戸籍を見て家族のいろんなことが考えられるという、それを当局は厳しくされているのでしょうか。

【事務局】

厳しくしたいというものです。

【櫻井委員】

そうだと思いますよ。

【村上委員】

小林会長が言われたことの確認ですけども。この要配慮個人情報というのは、民間の個人情報取扱事業者においては、本人の同意を得ないと収集してはいけないと……。ですね。つまり行政機関については別にそれは課されていないですね。

【事務局】

課されておられません。

【村上委員】

ただし、取扱いを慎重にしないといけないということですから、先ほど井上委員がおっしゃった同和対策事業なんかの場所はあるのですよね。事業をすれば、当然、予算書でもあるし、いろんな事業所なんかに入ってますから。

それはあるのだけど、ただし、それもうちは要配慮個人情報として慎重に保護しましょうということの良いのですよね。

【事務局】

そうです。

【村上委員】

ところが、国はこれのガイドラインを見ると、推知するものだけでは要配慮情報にはならないと書いてありますから、いや、それは福岡県としては慎重に取り扱うようにいたしますということかな。

分かりました。いいです。

【小林会長】

井上委員、いかがですか。

【井上委員】

前提としては必要なことだと思っているんですけど、具体的にどうなのかっていうところのイメージがつかなかったの。

【小林会長】

何か私も同じで、趣旨としてはすごくよく分かるんですけど、何か具体的に、どういった情報が該当するのかなというイメージがぴんと来ないものですから……。

【櫻井委員】

最後に何か対策を取っていきたいとかおっしゃったと思うんですけど。

【事務局】

同様の措置が取れるようにということですね。

【櫻井委員】

では、従来どおりのということですか。

【事務局】

はい。

【江島委員】

例えばの話ですけど、Aという機関が、例えばBさん、Cさん、Dさんの個人情報を仕事として集めました。で、その集めたときに氏名とか生年月日とか住所とかいろいろあるのだけれども、たまたまBさんの住所が同和地区でしたと。ただ、Bさんの情報として住所は同和地区の情報ですよということは駄目だから、それは調べているうちに分かりますよね。だから、組織としてはそういう情報を持ってますと。ただし、その持っている情報を、例えば、一覧表とかにするときに、それを書かないとか、あるいはそれを今度、大量の情報をデータとして提供できるとなっていますので、だから、そのときにそういう情報は提供しないというようなところなのか。それとも、もうBさんは同和地区に住んで、Bさんのそういう個人情報がある、そのBさんの個人情報については組織としては全く保有しませんよということになるのですか。

【村上委員】

Bさんが同和地区に住んでいるという情報は、それ自体がもうこれは要配慮個人情報になりますよね。

【事務局】

ケースバイケースだと思いますが、要配慮個人情報の全部、又は一部を、今後、提供する可能性があったとしても、個人情報を収集する目的に応じて、一部加工したり、削除したりという保護措置を講じた上で提供するという対応は可能だと思います。

【江島委員】

ということですよ。

【事務局】

我々も同和地区のリストなどというものを当然ですが持つてはなりませんし、部局によっては知らず知らずのうちに収集している可能性というのも当然あり得ると思います。その場合、個人情報を収集する事務の目的が何なのかを勘案する必要があります。

同和対策部局であったり、地域改善対策事業を専ら行っているような、人権問題の解決に向けた専門的な取組みをしている所属が何かの目的で同和地区の所在地を収集する。そういった場合にはもちろん要配慮個人情報もしくは条例要配慮個人情報として、配慮を要するものとして取り扱われることとなります。

【小林会長】

つまり収集してはいけないというわけではなくて、事務の目的達成のため必要な限り、これに限ってということになるわけですね。

【事務局】

そうです。

【小林会長】

私も追加で確認させていただきます。

単なる個人情報じゃなくて、条例要配慮個人情報にすることによって、福岡県としてどういったところが変わってくるのですか。

【事務局】

法の規定上は大きく変わるものとしましては、仮にですけど、漏えい事案が起きたとき、条例要配慮個人情報是要配慮個人情報と同じように国への報告が義務付けられることとなります。

あとは個人情報の取扱いに関して、要配慮個人情報、今回、我々が規定しようとする条例要配慮個人情報を取り扱う事務について、一定の数量を取り扱うような個人情報ファイルというものを作成して公表するというものがございます。

その中にそういった条例要配慮個人情報が含まれているかどうかというのは公にする必要がありますので、そういった違いがでてきます。

**【櫻井委員】**

分かりました。多分、だから、今のようなことをもう少し具体的に最初から説明していただけると……。

**【事務局】**

すみません。

**【櫻井委員】**

事務方に緩くなって影響が出るんでということですね。

**【事務局】**

はい。

**【小林会長】**

そういうことなのですね。緩くなるというのはそういうことなのですね。

漏えいされた場合、報告がされないとか、そういう影響がでる。

**【村上委員】**

入れておかないと単なる地名ですよ。だから、自由に使えるのですよ。だけど、要配慮にしておく、このガイドラインでは「その取扱いに特に配慮を要するものとして」というふうになってますから。例えば、個人名と突合したりとか、そんなことはしてはならないと。

**【事務局】**

そうですね。まさにそうです。

**【村上委員】**

職員がそういう意識でこれはということで、気をつけるということになるのじゃないか。

**【小林会長】**

いかがでしょう。御質問とか御意見の方は大体よろしいですか。

そうしますと、事務局から提案の条例要配慮個人情報として規定するという方向で一応よろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【小林会長】**

それでは、次に答申案の方の審議検討に移ります。

事務局の方から答申案の御説明をお願いいたします。

**【事務局】**

諮問の6ページのところに答申案を作成しております。審議会の結論を読み上げますと、「同和地区の所在地に関する記述が含まれる個人情報については、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものと判断するため、「条例要配慮個人情報」として規定することが適切と判断する」という結論としております。

【小林会長】

お分かりになりましたか。6ページの一番下の審議会の結論の部分ですけど。

【事務局】

村上委員がおっしゃったように、地域の実情についてあまり書かれておりませんので、こうこうこういう事情という地域の実情に鑑みるという部分を答申に含めさせていただこうとは思っております。

ありがとうございます。

【小林会長】

では、その辺りは事務局の方にお任せいたします。

【事務局】

はい、事務局一任ということでいたします。

【小林会長】

分かりました。では、こういった答申をするということによろしゅうございますか。

【全委員】

異議なし。

【小林会長】

ありがとうございます。それでは、原案にプラスして、地域の特性を加えるということで答申するということにいたします。

あと細かい点は今、申しあげましたように、事務局の方でもう一度チェックしていただいて、答申案の方は作成しておいてください。

それでは、最後にその他についてですけども、事務局の方から何かございましたら、御説明をお願いいたします。

【事務局】

連絡事項について説明

【小林会長】

ありがとうございました。

それでは、これで全ての議題について終了いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、本日の全体会を終了いたします。お疲れさまでございました。